

【照会先】

社会保険業務センター（代表）03-5344-1100

<事象1> 業務管理課 米田 （内線 5210）

<事象2> 企画調整課 井上、佐野（内線 5052）

<事象3> 中央年金相談室 小泉、横田（内線 5412）

平成18年7月7日

社会保険庁

社会保険業務センターにおける事務処理誤り等について（4～6月分）

<事象1> FAX文書の誤送信

① 概要

6月22日（木）、社会保険業務センターより豊中社会保険事務所へ送信すべきFAX文書が誤って一般国民の方に送信されていたことが、その方からの申し出により判明した。

② 原因

FAX番号の入力を誤ったことによる。

なお、豊中社会保険事務所へFAX文書の着信確認も行っていなかった。

③ 対応

当センターより誤送信された方の自宅を訪問し、謝罪を行い、誤送信文書を返還していただくこととした。併せて、自身の情報が送られた方についても、自宅を訪問し、謝罪を行った。

④ 再発防止策

センター全職員を対象に当事象を伝達し、個人情報の送付にかかる事務処理は、FAXによる送付を緊急時のみに限定するなど、厳重に取扱うよう徹底した。

<事象2> 障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給に伴うお知らせの誤送付

① 概要

平成18年4月から「障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給」が可能となったことに伴い、選択する年金の組合せを変更することにより年金の合計受給額が高額となる可能性のある方に対し、5月中旬に、勧奨のお知らせや制度に関するお知らせを送付したところ、障害基礎年金と他の年金が現時点では併給対象とならないもの（昭和61年4月前に受給権が発生している改正前の各共済組合法に基づく給付）であるにもかかわらず、対象者として送付されていた事案が地方社会保険事務局からの照会により判明した。

- ② 原因
送付対象者を抽出するためのプログラム誤りによる。
- ③ 対象者
156件 【参考】制度に関するお知らせ等の送付者総数……約7万件
- ④ 対応
誤って送付した受給者の方には、誤解等が生じないように5月末に「お知らせ（補足説明とお詫び）」（別添）を送付した。
- ⑤ 再発防止策
プログラム仕様の決定に際し、処理概要や条件を整理したフローチャート等を作成することにより、考慮漏れが生じていないことや目的を満たすための処理が行われていることについて確認を徹底する。

<事象3> 「年金見込額のお知らせ」の誤送付

- ① 概要
4月12日(水)、年金見込額の試算依頼があった場合に送付している「年金見込額試算のお知らせ」が、誤って依頼者本人とは別の方に送付されていたことが、その方からの申し出により判明した。
- ② 原因
「年金見込額試算のお知らせ」の封入を行う際に、誤って2人分の情報を一緒に封入したことによる。
- ③ 対応
当センターより誤って送付した方に謝罪し、誤送付した「年金見込額試算のお知らせ」を返還していただいたうえで、本来送付すべき方に、謝罪し、「年金見込額試算のお知らせ」を渡した。
- ④ 再発防止策
お知らせを送付する場合は、複数の者で確認を行いながら封入することを徹底する。

平成18年5月31日

65歳以上で障害基礎年金と旧共済組合法に基づく給付の
受給権をお持ちの方へ（補足説明とお詫び）

過日、あなたに「65歳以上で障害基礎年金の受給権をお持ちの方へ」を送付したところですが、説明が不足しており、わかりにくい内容となっていましたので説明を補足させていただきます。

- ① 65歳以上の障害基礎年金の受給権者の方は、平成18年4月の法律改正により「退職共済年金（老齢厚生年金）または遺族共済年金（遺族厚生年金）」をあわせて受けることができるようになりました。ただし、旧共済組合法に基づく退職年金または遺族年金の受給権者の方は除かれます。
- ② あなたの場合、旧共済組合法に基づく給付を受給していることは確認できたものの、現時点では「新共済組合法に基づく退職共済年金または遺族共済年金」を受給されているか確認出来ないため、今回の併給対象には該当しないと思われます。したがって、現在受給中の年金を引き続き受給していただくこととなります。
- ③ しかしながら、今後「新共済組合法等に基づく退職共済年金（老齢厚生年金）または遺族共済年金（遺族厚生年金）」を受給されることとなった場合には、障害基礎年金との併給が可能となるものです。
- ④ 今回、幅広く情報提供することとしたため、あなたを含め一部の方々に、現に旧共済組合法に基づく退職年金または遺族年金を受給されている方にも文書を送付することとなってしまいました。上記のように補足して御説明申し上げますとともに改めてお詫び申し上げます。
- ⑤ なお、ご不明な点は、下記ねんきんダイヤル又は最寄りの社会保険事務所にて改めて御説明させていただきます。

社会保険業務センター

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！

0570-07-1165（年金をお受けになっている方の年金相談）

【受付時間】午前8：30～午後5：00（土、日、祝日を除く）

※電話がつかない場合は最寄りの社会保険事務所をご利用ください。